

浜松市福祉交流センター専用駐車場管理規約

1 名称

浜松市福祉交流センター専用駐車場

所在地 静岡県浜松市中区塩町 138 番地の 10

2 駐車場管理者

(1) 所在地 静岡県浜松市中区成子町 140 番地の 8

(2) 名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

(3) 電 話 053 (401) 5294 (代表)

(4) 代表者 会長 寺田 賢次

第 1 章 総則

(通則)

第 1 条 浜松市福祉交流センター専用駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規約による。

(契約の成立)

第 2 条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規約を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第 3 条 駐車場の営業時間は、入庫については毎日 8:00 から 21:30 までとし、出庫については 24 時間とする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日については営業しない。

(利用期間)

第 4 条 駐車場の 1 回の利用は、駐車券を受け取った日時から 48 時間を限度とする。ただし、やむを得ない事情により利用者が事前に駐車場管理者（以下「管理者」という。）に申し出をして承認を受けた場合には、これを延長することができる。

(営業休止等)

第 5 条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できない車両)

第 6 条 駐車場において、以下の車両は駐車できないものとする。

(1) 車両の大きさによる制限

①車両全長：5.0m を超える車両

②車両全幅：1.9m を超える車両

- ③最高車両高：2.5m を超える車両
- ④最高積載重量：2.0t を超える車両
- ⑤最低地上高：15cm 未満の車両
- (2) 車両の構造による制限
 - ①車両入庫認識装置が作動しない形状の車両
 - ②オートレベリング機能等を有し、車両高が変化する車両
 - ③エアロパーツ装着車車両
 - ④低床車で地上高 15cm 未満の車両
- (3) 法令違反等による車両の制限
 - ①無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両
 - ②自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両
 - ③自動車登録番号の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両
 - ④仮登録中である車両等の車体の特定が困難な車両
- (4) 他車への加害のおそれのある車両の制限
 - ①付属装着物があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両
 - ②大型特殊、建設用特殊等の特赦な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれがある車両
 - ③危険物、有害汚染物質その他安全もしくは衛生を害するおそれがある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両
 - ④荷台・後部・側面にサーフボード、ウィンドサーフィン関連、自転車等関連物の車外積載にて入場・出場の際ゲートと接触するおそれのある車両
 - ⑤他車両との接触、積載物の落下のおそれがあるキャリア搭載車両
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、マイクロバス等で、管理者に事前の申し出をして承認を受けた場合には、マイクロバス駐車スペースに駐車できるものとする。
- 3 自転車及びオートバイは、それぞれ自転車置場及びバイク置場に駐輪する。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

- 第7条 前条第1項に規定する車両が入庫するときは、入口の発券機から駐車券の交付を受け、駐車位置に入庫するものとする。
- 2 車両が出庫するときは、出口の精算機に駐車券を挿入し、駐車料金の精算をしたうえで、出庫するものとする。駐車券を紛失した場合は、備え付けの電話で申し出をし、係員の指示に従うものとする。
 - 3 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。
(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 車両内に現金、貴金属、宝石を始めとする貴重品については残置せず、身の回りに所持すること。
- (2) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れるときは窓及びサンルーフを閉め、ドア及びトランクには施錠して盗難防止に努めること。
- (3) 区画された駐車スペースに駐車し、それ以外の場所に駐車しないこと。
- (4) 駐車中の車内に乳幼児を放置しないこと。
- (5) 駐車中の車内に動物を放置しないこと。
- (6) 駐車場内は喫煙、及び火気の使用は厳禁する。
- (7) 爆発性のもの可燃性のものは搬入を禁止する。
- (8) 大音響でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為を禁止する。
- (9) 清潔になるよう努め、ビン、缶及び紙屑、ボロ切れ、吸殻、雑誌、粗大ゴミ等の一切を捨てることを禁止する。
- (10) 駐車場内での車両の駐車以外の行為（営業・演説・宣伝・募金・署名活動等）を禁止する。
- (11) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁を出したり、こぼすおそれがあるときの入庫を禁止する。
- (12) 飲酒・宿泊・賭け事・洗車等他人の迷惑になるような行為は禁止する。
- (13) 前各号に掲げるものの他は、全て管理者又は駐車場係員の指示に従うこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は入庫を停止するほか、第6条に定められた車両には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

(事故に対する措置)

第12条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(駐車料金)

第13条 駐車料金は、車両1台につき30分あたり100円とする。ただし、浜松市福祉交流センター利用者（以下「センター利用者」という。）は、1回につき200円又は無料とする。

2 センター利用者にかかる第6条第2項において承認を受けたマイクロバス等の駐車料金は車両1台につき1回800円とする。

3 自転車及びオートバイの駐車料金は無料とする。

(駐車料金を算出するための駐車時間)

第14条 駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。

第4章 引き取りのない車両の処置

(引取りの請求)

第15条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合は、管理者は利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第16条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第17条 管理者は、第15条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第18条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることが

できず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第19条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第20条 管理者は、車両保管にあたり、第22条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第21条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第22条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- （1）自然災害その他不可抗力による事故
- （2）当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- （3）管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- （4）第5条の規定による営業休止等の措置

(5) 第 12 条の規定による措置

第 23 条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第 6 章 雑則

(この規約に定めない事項)

第 24 条 この規約に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

附 則

この規約は、令和 4 年 8 月 1 から施行する。